

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和6年2月29日(木) 午前9時30分から午前10時45分
会議場所	糸魚川市役所 2階 201・202会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席16名、欠席3名)】 出席委員：1番渡辺朗委員、2番片山敏隆委員、3番大島博委員、 4番恩田正平委員、6番松木秀夫委員、7番米原文明委員、 8番荻野輝道委員、9番加藤政人委員、10番猪又正巳委員、 12番井上二郎委員、13番齋藤登委員、14番稲葉淳一委員、 15番齋藤正機委員、17番松澤正善委員、18番松澤隆一委員、 19番樋口佐登子委員 欠席委員：5番近藤栄樹委員、11番福田幸生委員、16番川合次夫委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請無、出席1名)】 出席委員：8番池原栄一委員</p> <p style="text-align: right;">(以上、出席17名)</p>
出席職員	農業委員会事務局 井上次長、中村係長、伊藤主査、林主査(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	18番 委員
	19番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いのこについて
No.17～No.23 7件

報告第2号 農地の休耕及び増反届について
No.15～No.17 3件

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
No.114～No.119 6件

報告第4号 農地使用貸借契約の解約について
No.2 1件

日程第3 付議事項

議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
No.3032～No.3039 8件

議 第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
No.4004 1件

議 第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
No.5038～No.5043 6件

議 第4号 農用地利用集積計画案について
No.492～No.560 69件

議 第5号 農用地利用集積等促進計画案について
No.12～No.13 2件

日程第4 その他

- 1 令和5年度糸魚川市内の農地の賃借料情報（案）について
- 2 令和6年度糸魚川市農作業標準料金について
- 3 令和6年度農業委員会総会及び関連予定（案）について
- 4 次回農業委員会の日程について

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長 (米原委員)	<p>お疲れさまです。 それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は、農業委員 5 番近藤栄樹委員、11 番福田幸生委員、16 番川合次夫委員の 3 名です。 定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。</p> <p style="text-align: center;">日程第 1＝議事録署名委員の指名について</p>
議長	<p>日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしの発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、18 番松澤隆一委員、19 番樋口佐登子委員を指名いたします。</p> <p style="text-align: center;">日程第 2＝報告事項</p>
議長	<p><報告第 1 号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて> 報告第 1 号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>報告いたします。1 頁をご覧ください。 17 番青海地区、市振地内の 2 筆 30 m²について、現況は宅地となっております。 18 番青海地区、田海地内の 2 筆 389 m²について、現況は宅地となっております。</p>

<p>議長</p>	<p>19 番糸魚川地区、南寺町2丁目地内の1筆 165 m²について、現況は宅地となっております。</p> <p>20 番糸魚川地区、京ヶ峰1丁目地内の1筆 165 m²について、現況は宅地となっております。</p> <p>21 番大和川地区、田伏地内の2筆 476 m²について、現況は宅地と公衆用道路となっております。</p> <p>22 番大和川地区、田伏地内の3筆 23.03 m²について、現況は公衆用道路となっております。</p> <p>23 番西海地区、田中地内の9筆 1,353 m²について、現況は山林となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長 林主査</p>	<p><報告第2号 農地の休耕及び増反届について></p> <p>報告第2号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。</p> <p>報告いたします。3頁をご覧ください。</p> <p>15 番下早川地区、上出地内の2筆 95 m²については、耕作されなくなり原野化したため休耕するものです。</p> <p>16 番西海地区、来海沢地内の1筆 666 m²については、災害により田として復旧できないため休耕するものです。</p> <p>17 番青海地区、上路地内の2筆 2,348 m²については、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p><報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について></p> <p>報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明</p>

林主査	<p>を求めます。</p> <p>報告いたします。議案の4ページをご覧ください。</p> <p>114番西海地区、羽生地内の2筆4,590㎡については、貸付人の意向により解約し、解約後は所有権を移転するものです。</p> <p>115番糸魚川地区、南押上2丁目地内の3筆922㎡については労力不足のため解約し、解約後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>116番から118番までは、大野地区、大野地内の合計5筆3,382㎡については、地域での農地の利用調整により、集約化のための解約となり、解約後は他の方への貸し付けが決まっているものです。</p> <p>119番能生谷地区、鷲尾地内の2筆3,328㎡については、耕作に不便なため解約し、解約後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
	<p><報告第4号 農地使用貸借契約の解約について></p>
林主査	<p>報告第4号 農地使用貸借契約の解約について説明を求めます。</p> <p>報告いたします。議案の5ページをご覧ください。</p> <p>2番今井地区、西川原地内の4筆7,266㎡については、西川原部落持ということで集落の皆さんで耕作していた農地を、他の方に貸し付けるため、解約するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。</p> <p>続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p>

日程第3＝付議事項

<議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について>

議長

議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。

伊藤主査

説明いたします。6頁をご覧ください。

3032番、西海地区、田中地内の5筆66.96㎡については、所有権移転贈与です。地図No.1をご覧ください。申請地は市道御前山線沿いの場所です。譲渡人は県外に居住していて、申請地の管理ができないため、申請地の隣地を管理する譲受人に譲り渡したいというものです。

3033番、西海地区、水保地内の1筆23㎡については、所有権移転贈与です。地図No.2をご覧ください。申請地は市道御前山線沿いの場所です。譲渡人は県外に居住していて、申請地の管理ができないため、申請地の隣地を管理する譲受人に譲り渡したいというものです。

3034番、西海地区、羽生地内の2筆227㎡については、所有権移転売買です。地図No.3をご覧ください。申請地は市道羽生三反田線の近くの場所です。譲渡人は、申請地の管理ができないため、申請地での耕作を希望する譲受人に譲り渡したいというものです。

3035番、西海地区、羽生地内の2筆4,590㎡については、所有権移転売買です。地図No.3をご覧ください。申請地は農道稲坂5号線沿いの場所です。譲渡人は、申請地の管理ができないため、申請地での耕作を希望する譲受人に譲り渡したいというものです。前回利用権設定を行ったものですが、譲渡人の希望で利用権を解約し、所有権移転売買を行うというものです。

3036番、大野地区、大野地内の1筆17㎡については、所有権移転売買です。地図No.4をご覧ください。申請地は市道大野根知線沿いの場所です。譲渡人は、申請地の管理ができないため、申請地の隣地に居住している譲受人に譲り渡したいというものです。

3037番、根知地区、山口地内の7筆934.43㎡については、所有権移転贈与です。地図No.5をご覧ください。申請地は農免農道山口線の近くの場所です。譲渡人は高齢で申請地の管理ができないため、申

	<p>請地で農業したい親戚の譲受人に譲り渡したいというものです。譲受人の祖母が根知に資産を持っており、譲受人は不耕起栽培を行うため現在土づくりをしており、将来的には移住も考え、自然農法で営農したいという方です。</p> <p>3038 番、能生谷地区、小見地内の 2 筆 1,961 m²については、所有権移転贈与です。地図 No. 6 をご覧ください。申請地は市道北部 2 号線沿いの場所です。譲渡人は高齢で申請地の管理ができないため、親戚で耕作ができる譲受人に譲り渡したいというものです。</p> <p>3039 番、能生谷地区、川詰地内の 1 筆 12 m²については、所有権移転贈与です。地図 No. 7 をご覧ください。申請地は農免農道須川下倉線の沿いの場所です。譲渡人は申請地を管理・耕作している譲受人に譲り渡したいというものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について></p> <p>議第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
伊藤主査	<p>説明いたします。議案の 8 頁をご覧ください。</p> <p>4004 番大和川地区、竹ヶ花地内の 2 筆 313 m²については、住宅敷地の転用です。地図 No. 8 をご覧ください。申請地は市道田伏竹ヶ花線沿いの場所です。申請人は、申請地に住宅を新築したいというものです。住宅 1 棟 83.11 m²、既存車庫 16.05 m²、既存倉庫 24.30 m²を一括して転用するものです。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>

<p>議長</p> <p>伊藤主査</p>	<p><議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について></p> <p>議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。議案の9頁をご覧ください。</p> <p>5038番、5039番については、関連となりますので一括して説明いたします。5038番は以前に転用を受けた案件の事業計画変更承認申請となります。田伏地内の3筆297.16㎡については、平成15年9月に許可を受けた案件です。当初住宅を建築する予定でしたが建築できなかったため、譲受人に譲り渡したいというものです。5039番大和川地区、田伏地内の3筆297.16㎡については、住宅敷地の転用です。地図No.9をご覧ください。申請地は市道横道東線の近くの場所です。譲受人は現在アパートに居住しているが、手狭になったため住宅を新築したいというものです。住宅1棟75.81㎡、カーポート21.04㎡、所有権移転売買です。</p> <p>5040番大和川地区、大和川地内の2筆489㎡のうち248㎡については、車両置場の転用です。地図No.10をご覧ください。申請地は市道アワラ線沿いの場所です。譲受人は自動車修理、販売業を行っており、申請地を車両置場として利用したいというものです。車両置場248㎡、使用貸借権設定永年です。</p> <p>5041番糸魚川地区、南寺町2丁目地内の1筆264㎡については、住宅敷地の転用です。地図No.11をご覧ください。申請地は市道薫徳寺2号線沿いにあります。譲受人は現在アパートに居住しているが、手狭になったため住宅を新築したいというものです。住宅1棟88.87㎡、所有権移転売買です。</p> <p>10頁、5042番糸魚川地区、南寺町3丁目地内の1筆329㎡については、住宅敷地の転用です。地図No.12をご覧ください。申請地は市道東神領5号線沿いの場所です。譲受人は現在アパートに居住しているが、手狭になったため住宅を新築したいというものです。住宅1棟100.20㎡、カーポート30.25㎡、所有権移転売買です。</p> <p>5043番糸魚川地区、東寺町2丁目地内の10筆2,991.27㎡については、宅地造成に伴う転用です。地図No.13をご覧ください。申請地は市道中斷道線の近くの場所です。譲受人は申請地において宅地造成を行いたいものです。宅地造成11区画、所有権移転売買です。</p>
-----------------------	--

<p>議長 片山委員 伊藤主査</p>	<p>以上で説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。 5038 番と 5039 番は 1 つの案件だが 2 つに分けているのか。 平成 15 年に業者が住宅を建築する予定で農地転用を行ったが、地主とのトラブルで進まなかったものです。その後地主が亡くなり、相続した次の世代の方が転用の意思を示し、新たに住宅を建築する方が見つかったということで、以前の許可を変更し、その後新たに転用許可をとるという流れとなっているものです。</p>
<p>議長</p>	<p>その他ご質問・ご意見ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p><議第 4 号 農用地利用集積計画案について> 議第 4 号 農用地利用集積計画案について、69 件ございます。このうち、会議規則第 10 条の議事参与の制限に該当する案件がございます。荻野委員の案件を先に審議しますので、荻野委員、退室をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>〔荻野委員退室〕</p>
<p>議長 林主査</p>	<p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>議長</p>	<p>説明いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>18 ページ 523 番大野地区、大野地内の 1 筆 768 m²について規模拡大となります。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>ご質問及びご意見がございませんので、異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p>〔荻野委員入室〕</p>
<p>議長 林主査</p>	<p>その他の案件について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>議長</p>	<p>残りの案件について説明いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>先ほど説明させていただきましたものも含め、今月は件数が多いた</p>

	<p>め、別紙参考資料をご覧ください。492 番から 560 番までとなります。</p> <p>下早川地区、規模拡大1件1筆1,162㎡、更新1件3筆3,671㎡、耕作者の変更1件2筆2,834㎡、合計3件6筆7,667㎡となります。</p> <p>上早川地区、規模拡大2件4筆7,000㎡、更新2件5筆3,703㎡、合計4件9筆10,703㎡となります。西海地区、規模拡大2件7筆4,406.80㎡、更新12件44筆40,667.32㎡、耕作者の変更4件11筆11,263㎡、合計18件62筆56,337.12㎡となります。大野地区、規模拡大15件26筆18,854㎡、更新5件17筆9,189㎡、合計20件43筆28,043㎡となります。根知地区、規模拡大1件6筆9,102㎡となります。今井地区、規模拡大1件4筆7,266㎡となります。磯部地区、規模拡大2件5筆3,011.50㎡となります。能生谷地区、規模拡大12件66筆35,451㎡、更新2件4筆3,731㎡、合計14件70筆39,182㎡となります。木浦地区、規模拡大3件5筆3,396㎡、更新3件17筆21,894㎡、合計6件22筆25,290㎡となります。合計規模拡大35件109筆70,269.80㎡、更新29件105筆102,234.82㎡、耕作者の変更5件13筆14,097㎡、合計69件227筆186,601.62㎡となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 林主査	<p><議第5号 農用地利用集積等促進計画案について></p> <p>議第5号 農用地利用集積等促進計画案について説明を求めます。説明いたします。議案の29ページをご覧ください。</p> <p>12番根知地区、上野地内の3筆7,862㎡について、耕作者の変更を行うものです。</p> <p>13番西海地区、来海沢、栗倉、真木、釜沢地内の124筆81,789.83㎡について耕作者の変更を行うものです。耕作者については以前移転前の会社に勤務しておりましたが、このたび独立をしたため、これまで会社から任されて耕作していた田を自身で耕作するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	

松木委員	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>13番の耕作者については農業大学校を卒業後、市内の農業法人に就職し、能生谷と西海地区で手広く農業をして来られました。技術的には問題なく、今回独立ということで西海地区においても若手とのコミュニケーションをとりながら、ドローンの勉強もしており、西海地区の農業に貢献していただいている方になります。</p>
議長	<p>その他ご質問・ご意見ございませんか。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p>
	<p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
	<p>日程第4＝その他</p>
議長	<p>1 次回農業委員会の日程について</p>
	<p>・3月28日木曜日 9時30分～ 糸魚川市民会館3階会議室</p>
議長	<p>2 その他</p>
	<p>他に意見がないようですので、以上で閉会といたします。慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>